

茨城大学学術情報リポジトリ運用指針

平成 19 年 10 月 1 日
図書館運営委員会制定

(目的)

1. 茨城大学（以下「本学」という。）は、本学及び社会連携事業において作成された教育・研究成果を収集し、茨城大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、教育・研究の発展に資するとともに、広く社会に対し貢献しようとするものである。

(登録対象)

2. 登録対象となる教育・研究成果は以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 教育・学術的な研究成果であること
 - (2) 本学又は社会連携事業の成果のうちその主要な部分を作成したもの
 - (3) 電子的フォーマットで作成されていること
 - (4) ネットワークを通じて配信できること

(登録者)

3. リポジトリに登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生
 - (2) 本学との社会連携事業に関わった者
 - (3) その他図書館長が特に認めた者

(登録手続)

4. 登録者は、自らが作成もしくは作成に関わった教育・研究成果を別に定める登録手続に従い、登録を行うものとする。

(登録された教育・研究成果の利用)

5. 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果を次のとおり利用する。
 - (1) 当該教育・研究成果を複製し、リポジトリを構成するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を不特定多数に無料で公開（送信）する。
 - (3) 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。

(著作権の周知)

6. 図書館は、ネットワークを通じて教育・研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(教育・研究成果の著作権と利用許諾)

7. 教育・研究成果の著作権者の形態により、以下のとおり扱うこととする。
 - (1) 教育・研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、本学に対し 5. に掲げる利用を無償で許諾する。

- (2) 教育・研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、本学に対し5.に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。
- (3) 教育・研究成果の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、本学に対し5.に掲げる利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。
- (4) 教育・研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(教育・研究成果の削除)

8. 本学は、次の場合、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。
 - (1) 登録者が理由を付して削除申請を行い、それを図書館長が承認した場合
 - (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切等の理由により、図書館長が削除を決定した場合

(その他)

9. この指針に記載されていない事項については、必要に応じて登録者と図書館長が別途協議するものとする。

附則

この指針は、平成19年10月1日から施行する。